[様式 2-1]

第一種奨学金貸与月額変更願（届）

独立行政法人

日本学生支援機構理事長　殿

下記のとおり変更をお願いします。

提出日	年　月　日
学籍番号	
生年月日	年　月　日
フリガナ	
氏 名	印

大学（院） 短期大学 学校	学部 課程	学科（科） 研究科	年次 学年

※ 異動種別		入学年（西暦）
増額	減額	

奨学生番号

・太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出すること。
※箇所は、該当を○で囲むこと。

1．月額変更（裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して下記（1）または（2）を記入すること）

(1)裏面「A. 通学状況変更」の場合（大学院は除く）

本人現住所	(※) 自宅 自宅外(注1)　年　月　日入居 〒		
家族住所（自宅）	世帯主氏名 （　　） 〒		
従前の奨学金月額	円	希望する奨学金月額	円
希望する始期（注2）	年　月から（注）貸与始期以降とし、かつ当該年度内とする。		
特別な事情により増額を希望する理由（注3）			

(注1)自宅外月額への変更を希望する者は、自宅外通学であることを確認できるものを提出すること。
(注2)減額する者のみ記入すること。自宅外通学から自宅通学に変更となる場合で減額する者は通学状況が変更となった翌月よりも以前を選択すること。
(注3)自宅通学で特別な事情により自宅外月額を希望する者、及び裏面の「変更可能月額」を①→④、③→②に増額希望する者は必ず記入すること。

(2)裏面「B. 同一の通学状況内での変更」の場合

従前の奨学金月額	円	希望する奨学金月額	円
希望する始期（減額の場合のみ記入）	年　月から（注）貸与始期以降とし、かつ当該年度内とする。		
変更する理由（増額・減額いずれの場合も記入）			

2．保証制度（必ず記入してください。）

現在選択している保証制度の番号を○で囲んでください。

(注) 1. 人的保証の場合は、連帯保証人の署名と実印での押印が必要です。
2. 機関保証加入者は月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

1．人的保証（右欄を記入）	私は、奨学金の月額変更に伴い、貸与総額が変更となることについて理解したうえで、上記の者が月額変更することを承諾します。 機構届出の連帯保証人　氏　名　　実印
2．機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。

（以下は本人が未成年者の場合のみ記入してください。）

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人		
	住　所 〒 （親権者・後見人） 氏　名　印	電話番号 （昭和・大正） 生年月日　年　月　日
	住　所 〒 （親権者） 氏　名　印	電話番号 （昭和・大正） 生年月日　年　月　日

本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。
親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

（学校の証明）

年　月　日

学　校　名

学　校　長　　職印

（関係部課長）

電話番号（担当者名）
（　　） －　－

学校番号	区分

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。
なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

(09. 4)

第一種奨学金変更可能月額一覧表（平成17年度以降入学者の場合）

区分			変更可能月額	
大学	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 54,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 64,000円
短期大学	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円
大学通信教育（通年スクーリング）		自宅通学	① 30,000円	② 54,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 64,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程		① 50,000円	② 88,000円
	博士・博士後期課程		① 80,000円	②122,000円
高等専門学校（1～3年次）	国公立	自宅通学	① 10,000円	② 21,000円
		自宅外通学	③ 10,000円	④ 22,500円
	私立	自宅通学	① 10,000円	② 32,000円
		自宅外通学	③ 10,000円	④ 35,000円
高等専門学校（4・5年次）	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円
専修学校専門課程	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円

「第一種奨学金貸与月額変更願（届）」（以下「月額変更願」という）は、上表及び下記事項に留意のうえ記入すること。

A. 通学状況変更（「月額変更願」の1.（1）を記入する。）

1. 自宅通学から自宅外通学に変更する場合。

（1）月額に変更がない場合

上表「変更可能月額」を①→③に変更する場合：「月額変更願」は提出不要。

（2）貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を①→④に変更する場合：「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。

上表「変更可能月額」を②→④に変更する場合：「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。

（3）貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を②→③に変更する場合：「月額変更願」を学校に提出。自宅外である事実を確認できるものは提出不要。

2. 自宅外通学から自宅通学に変更する場合。

（1）月額に変更がない場合

上表「変更可能月額」を③→①に変更する場合：「月額変更願」は提出不要。

（2）貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を③→②に変更する場合：「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。

（3）貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を④→①または④→②に変更する場合：「月額変更願」を学校に提出。

B. 同一の通学状況内での変更（「月額変更願」の1.（2）を記入する。）

（1）貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を①→②または③→④に変更する場合：「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。

（2）貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を②→①または④→③に変更する場合：「月額変更願」を学校に提出。

平成16年度以前入学者は、変更可能月額が異なるので学校担当者に確認すること。